13章　秘密保持契約（NDA）　　第Ⅳ部　類型

損害賠償と差止め

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　どんな事案か：受け取った資料で類似事業を始めた

秘密保持義務・目的外使用の禁止に違反されたとき、開示当事者が求めるのは、損害の賠償と、使用・開示をやめさせること（差止め）です。この二つがどこまで認められるかを、東京地判令和6年10月10日（注1）で見ます。NDAそのものではなく、販売代理店契約の中の機密保持条項が問題になった事案ですが、条項の書き方と救済の関係がよく表れています。

原告は、企業から委託を受けて、従業員や採用応募者についてインターネット上の情報を収集・分析して報告するサービスを営む会社です。被告会社は、このサービスの販売代理店になろうとして原告に問い合わせ、原告から代理店向けQ&A、サービスの説明資料、申込書、チラシ、提案書、報告書のサンプルの提供を受けました。ファイルにはいずれもパスワードが付され、令和3年1月に提供されたファイルの名前の冒頭には「【confidential】」、提案書の各頁には「Confidential」と記載されていました（注1）。

被告会社は、その2日後に原告と販売代理店契約を結びました。契約には、次の条項がありました（注1）。

- 機密保持（15条）：契約の履行またはサービスの遂行過程で取得した相手方の固有の技術上・営業上その他の業務上の情報を機密として扱い、事前の書面による承諾なく、契約の目的以外に使用し、または第三者に開示してはならない
- 誤認されるサービスの禁止（3条2項4号）：原告のサービスと誤認されるおそれのある名称・商号を使ってはならず、また、誤認されるサービスを行ってはならない（裁判所はこれを競業避止義務と位置づけています）
- 中止の請求（13条2項）：相手方が契約上の義務を履行しないとき、書面でその行為の中止等を求めることができる
- 損害賠償（19条）：契約に反して相手方に損害を与えたときは、その損害および費用（弁護士費用を含む）を賠償する
- 存続（21条）：契約終了後も15条（機密保持）は有効に存続する

被告会社は、契約締結の約2か月後に別の会社と業務委託契約を結び、類似のサービスを「レキシル」という自社の商品名で売り始めました（判決は、これを「レキシル事業」、原告の事業を「本件事業」と呼んでいます）。被告会社の提案書には、原告の提案書と同じ文言が複数か所ありました（注1）。原告は、被告会社に対し、類似事業の差止めと770万円の損害賠償を、被告会社の代表者に対し660万円の損害賠償を求めました。被告会社は、その後、契約を解約する旨を通知しており、裁判所は、契約が令和4年2月24日に解約により終了したと認めています（注1）。

二　裁判所は何を判断したか

1　契約違反による損害の立証の難しさ

裁判所は、被告会社が原告から受け取った提案書等を自社の提案書等の作成に流用・参照したと認め、機密保持義務（目的外使用の禁止）の違反を認定しました（注1）。被告会社は、義務の対象は営業秘密と同様に秘密管理性・有用性のある情報に限られると主張しましたが、裁判所は、文言上、営業秘密に限定して解すべき理由は必ずしもないとして退けています（注1）。

ところが、機密保持義務違反に基づく損害賠償は、認められませんでした。裁判所は次のように述べています。

> まず、本件契約の解約による終了前については、被告会社の代理商としての競業避止義務違反に基づく損害を超えて本件契約上の機密保持義務違反に基づく損害が発生したことをうかがわせる具体的な事情の存在は、証拠上認められない。また、本件契約上、機密保持義務については契約終了後も存続する旨の規定が存するところ（15条6項、21条）、同条にはその存続期間に関する定めがないことなどに鑑みると、そもそもその効力につき疑義なしとしない。その点を措くとしても、本件契約終了後において、レキシル事業に係る被告会社の営業活動を通じた顧客獲得に起因して本件事業の顧客獲得機会を原告が喪失したことなど、原告に損害が発生したことをうかがわせる具体的な事情の存在は、証拠上認められない。すなわち、仮に原告に何らかの損害が発生していたとしても、それと被告会社の本件契約上の機密保持義務違反行為との間の相当因果関係を認めることはできない。（注1）

義務違反は認められたのに、契約終了前については、代理商の競業避止義務違反として認めた損害を超える損害がうかがえず、契約終了後については損害の発生をうかがわせる事情がないとして、機密保持義務違反による賠償を否定した、という判断です。

2　差止めが認められるか

差止めも認められませんでした。

> 本件契約13条2項は、被告会社又は原告が本件契約上の義務を履行しない場合、書面をもってその行為の中止等を求めることができる旨定めるところ、同条項は、本件契約の終了後も効力が存続するものとはされていない（21条）。また、上記のとおり、本件契約は既に解約により終了している。したがって、仮に13条2項が債務不履行の相手方の差止請求権を定めるものと解し得るとしても、原告は、被告会社に対し、本件契約に基づく差止請求権を有しない。（注1）

結局、原告が得たのは、184万9292円の支払だけでした。その中身は、機密保持義務違反による損害ではありません。被告会社が代理商として負う競業避止義務（会社法17条1項1号）に違反したことによる損害で、類似事業の売上698万0600円から経費529万9425円を控除した168万1175円に、19条に基づく弁護士費用16万8117円を加えた額です（注1）。

三　なぜそう判断されたのか

1　損害額の算定

この事案で競業避止義務違反の損害が認められたのは、会社法17条2項が、代理商が競業避止義務に違反する行為によって得た利益の額を、会社に生じた損害の額と推定しているからです（注2）。裁判所は、この推定を使い、被告会社の類似事業の売上から追加的に必要となった経費を控除した限界利益を損害としました（注1）。

機密保持義務違反には、このような推定規定がありません。NDA違反に基づいて損害賠償を求める場合、原告（通常は開示当事者）が損害と因果関係を立証する必要があり、これは必ずしも容易ではありません（注3）。この事案でも、原告は顧客を奪われたことや信用を損なわれたことを主張しましたが、それをうかがわせる具体的な事情が証拠上認められないとされました（注1）。**秘密情報を使われたことは立証できても、それで自社がいくら失ったかは、別に立証しなければなりません。**

賠償の範囲そのものは、契約に書かなくても民法416条で決まります。通常生ずべき損害と、当事者が予見すべきであった特別の事情によって生じた損害です（注4）。NDAに損害賠償を請求できる旨を書くだけなら、それは法律上認められている権利を確認するものにすぎません（注5）。賠償の範囲を変えたり、損害額をあらかじめ決めたりしたいときは、契約に明記する必要があります（注5）。範囲が決まっていても、開示当事者がつまずくのは損害額の立証です。

2　不正競争防止法の損害額推定規定（不競法5条）が使えるか

秘密情報が不正競争防止法の営業秘密にあたれば、事情は変わります。不正競争防止法は、営業秘密の不正使用などの不正競争について、次の推定を置いています。

> 2　不正競争によって営業上の利益を侵害された者が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額と推定する。（注6）

会社法17条2項と同じ形の推定です。営業秘密を示された者が、不正の利益を得る目的または保有者に損害を加える目的でそれを使えば不正競争にあたり（不正競争防止法2条1項7号）、差止め（同法3条）と、この推定を使った損害賠償を求められます（注7）。秘密保持契約違反に基づく請求には、この推定規定はありません（注3）。

この事案の原告の不正競争防止法に基づく請求は、品質を誤認させる表示（同法2条1項20号）を理由とするものにとどまり、それも認められませんでした（注1）。原告は、機密保持条項の範囲を争う中では、提案書や報告書のサンプルが営業秘密の3要件を満たすとも主張していましたが、営業秘密の不正使用を理由とする請求は立てていません（注1）。そのため、この事案では不正競争防止法5条の推定を使う余地がありませんでした。

四　この判断から契約書に持ち帰るもの

1　違約金条項を置く意味

損害の立証が難しいことへの備えが、損害賠償額の予定です。当事者は債務不履行について損害賠償の額を予定することができ（民法420条1項）、違約金は損害賠償額の予定と推定されます（同条3項）。予定しておけば、損害と因果関係を立証せずに請求できます（注8）。

ただし、予定額に限定されない旨の合意であることを立証しない限り、予定額を超える部分の損害は請求できません（注8）。開示当事者としては、違約金や損害賠償額の予定を定めるなら、損害が予定額を超えた場合にはその超えた部分も請求できる旨を書いておきます（注8）。予定額を超える損害の扱いは、別稿「予定額を超える損害が生じた場合」が扱います。

実際には、取引の検討の初期段階で結ぶNDAで、違約金や損害賠償額の予定まで合意に至ることはあまりありません（注9）。実際に取引を行う段階で、企業の根幹をなす情報を提供する場合には、漏えいを抑止する効果を高めるために定めることも考えられますが、あらかじめ損害額を見積もることが難しく、締結時には契約違反を想定したやりとりが避けられがちなこともあって、規定される例は多くありません（注9）。あまりに高額な違約金を定めると、暴利行為として民法90条により無効とされるおそれもあります（注9）。

違約金を置くほどの情報でなければ、弁護士費用を損害に含めることを明記しておくのが現実的な手当てです。弁護士費用が契約違反による損害として認められるかは必ずしも明らかでないので、相手方に負担させたいなら明記しておくべきです（注10）。この事案でも、19条が弁護士費用を明記していたことを根拠に、弁護士費用相当額が賠償額に加えられています（注1）。

2　差止めを契約で定める意味

和文・日本法準拠の契約では、差止めの条項がなくても債務不履行を根拠に差止めを求められるという見解が有力で、差止めの条項はそれほど多く見られません（注11）。ただ、債務不履行に基づく差止めは、損害の賠償では救済が難しい場合にしか認められないおそれもあるので、差止請求の根拠規定を明記して、認められる可能性を高めておくのが有益です（注12）。条項は、次のような形です。

> （差止め）
> 契約当事者は，相手方が，本契約に違反し，または違反するおそれがある場合には，その差止め，またはその差止めに係る仮の地位を定める仮処分を申し立てることができるものとする。（注13）

この事案から持ち帰るべきなのは、差止めの条項を置くことに加えて、それを契約終了後も効力が続く条項に入れておくことです。**差止めの根拠を置いても、存続条項から漏れていれば、相手方が契約を終わらせたあとは使えなくなるおそれがあります。**この事案では、被告会社は違反を指摘されたあとに契約を解約し、中止の請求の条項（13条2項）が存続条項に入っていなかったことが、差止めを否定する理由の一つになりました（注1）。

存続条項に入れる条項の選び方は、別稿「有効期間と存続条項」が扱います。秘密保持義務を存続させる場合の期間も、そこで扱います。この事案で裁判所が、存続期間の定めのない存続規定の効力に疑義を示したことは、存続期間を定めておく理由の一つになります（注1）。

仲裁条項を置く場合は、差止めもその手続で求めることになってよいかを検討し、即時の差止めが必要になりうるなら、仲裁条項の中で裁判所に差止めを求めることを許容しておきます（注14）。

3　結局は営業秘密として管理しておくこと

ここまでの手当てをしても、NDAの救済には限界が残ります。損害の推定はなく、差止めは契約が続いている間か存続条項の範囲でしか使えず、相手方が契約の当事者でない第三者に情報を渡したときには、その第三者に契約上の請求はできません。

秘密情報が営業秘密にあたり、その不正な取得・使用・開示が不正競争（不正競争防止法2条1項4号〜9号）にあたれば、同法3条の差止めと5条の推定が使えます。営業秘密の要件のうち秘密管理性は、情報が「秘密として管理されている」ことを求めるもので（注15）、開示当事者がその情報を秘密として管理しているかどうかが問われます。NDAは営業秘密の管理の手段の一つにはなりますが、NDAを結んだだけで営業秘密になるわけではありません。NDAの条項で守れる範囲と、営業秘密として守れる範囲の両方を見て、どちらでも守れるように情報を管理しておくことが、開示当事者にとっての最終的な手当てです。営業秘密の要件は、別稿「不正競争防止法上の営業秘密の3要件：NDAを結んでも営業秘密にはならない」が扱います。

参考文献等

（注1）東京地判令和6年10月10日（令和4年（ワ）第8300号、裁判所ウェブサイト）
（注2）会社法17条2項
（注3）森本大介＝石川智也＝濱野敏彦編著『秘密保持契約の実務――作成・交渉から営業秘密／限定提供データの最新論点まで〔第2版〕』（中央経済社、2019）56頁
（注4）民法416条、前掲注3・54頁
（注5）前掲注3・53〜54頁
（注6）不正競争防止法5条2項
（注7）不正競争防止法2条1項7号・3条1項・5条2項
（注8）前掲注3・56頁
（注9）前掲注3・56〜57頁
（注10）前掲注3・54頁
（注11）前掲注3・58頁
（注12）前掲注3・59頁
（注13）前掲注3・58頁の記載例2-9
（注14）前掲注3・59頁
（注15）不正競争防止法2条6項

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/nda-songai-baisho-sashitome/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「損害賠償と差止め」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）
本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。